

弘前市における生活困窮者自立支援制度の運用

～ひろさき生活・仕事応援センター（駅前：ヒロロ3階）の開設・運営～

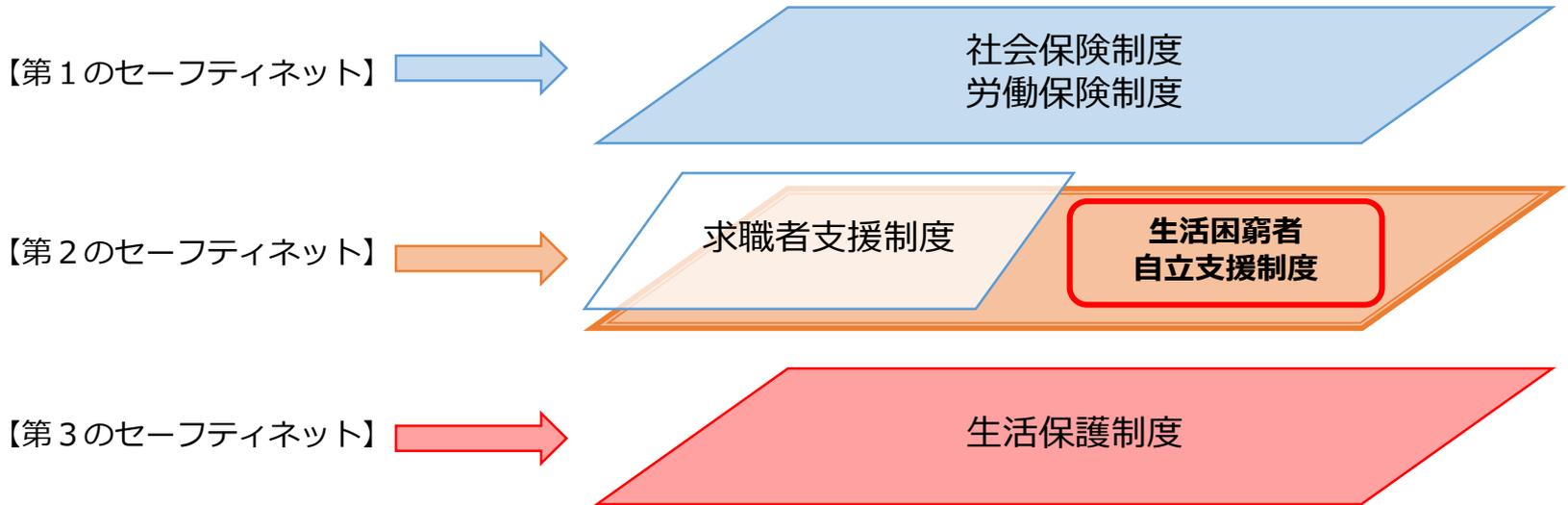


弘前市健康福祉部就労自立支援室

②ひろさき生活・仕事応援センターの概要

○設置根拠

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）を根拠とした公的な相談機関（セーフティネットとしての機能）



○相談対象

・法の定義

「現に困窮状態にあり、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」

・弘前市での定義

「既存の職業紹介のサービスを利用しても、自力で仕事に就くことができず、困窮状態に陥る可能性のある市民」



③ひろさき生活・仕事応援センターの活動

【支援の入口】 自立相談支援事業（主任相談支援員1名、相談支援員兼就労支援員2名）

対象者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要な支援を行う。

★就労準備支援事業（就労準備支援員1名）

ただちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、訓練として計画的かつ一貫して支援する。本人の状況に合わせ、段階的实施。

●日常生活自立

適切な生活習慣の形成を促す。

例) 起床、就寝、食事、身だしなみ等の助言・指導

居場所づくり
軽作業等

●社会生活自立

社会的能力の形成を促す。

例) 地域活動参加、地域のイベント等の準備手伝いなど

体験・実習

●就労自立

就労体験の機会提供を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す。

例) 軽作業、パソコン実習、りんご作業、清掃、ものづくり、接客など

【出口】 無料職業紹介事業（企業支援員2名）

相談者の状況に合わせたオーダーメイドの求人開拓・職業紹介及び企業支援を行う。

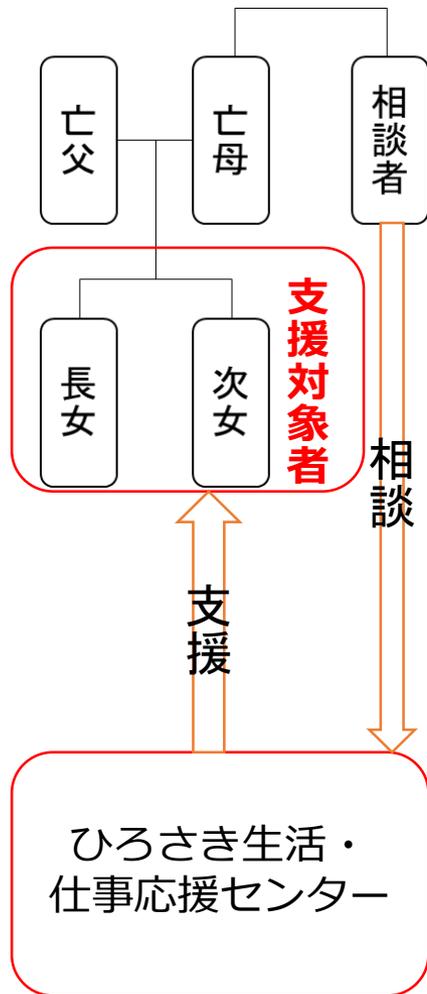
- 企業（求人）開拓
- 企業登録
- 情報発信

- 企業説明会
面接会

- 職業紹介
- ↓
- 定着支援

④相談・就労支援の事例

・家族構成と相談経路



・支援対象者の状態

長女、次女ともに40代前半。15年程度引きこもりがちな生活。父は数年前に他界。母も昨年他界し、姉妹二人で生活しなければならなくなった。5、6か月生活するお金は残されている。相談者の話によると、正式に診断はされたことはないが、発達障がいの疑いがあるとのこと。日常生活では、食事、掃除、洗濯、入浴が適切にされていない可能性あり。社会生活では、コミュニケーションに課題がある。就労面では、縫製関係の職歴があるが、職場のいじめなどにより退職。以後引きこもりがちに。

・支援経過

相談者を通し、センターへの来所を働きかけ、2人とも来所でき支援を開始した。相談支援員及び就労準備支援員との信頼関係を構築するため、しばらくはセンターへの来所と、姉妹宅への訪問を重ね、円滑に会話ができるまでに信頼関係が構築できた。日常生活面での支援から始め、家の草むしり（除草剤撒き）、買い物を支援員とともに行うことや、適切に食事を摂取できるよう、食生活改善推進員と連携して、二人のための料理教室をヒロロで開催。今後の社会生活の自立に向けた支援プランを検討するため、弘前市ボランティア支援センターの支援員と連携し、二人が気軽に参加できる地域活動やボランティア等との交流の機会を提供することなどを検討している。

・今後の支援予定

日常生活の自立を図るため、相談者とも協力しながら家の環境を整え、食事、洗濯、入浴、掃除などを指導しながら、社会生活の自立をはかるため、地域のボランティア活動などに参加することなどを通して、地域とのつながりを回復する。こうした活動には、すべて支援員が同行し、二人の状態（変化、興味、特性、強みなど）を見極め、状況を見て、当センターの求人事業所を中心に、職場見学の機会を提供するとともに、就労体験＝訓練を行う予定。